

常勤弁護士等の採用及び職務等に関する規程（抜粋）

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、日本司法支援センター（以下「センター」という。）の職員のうち、常勤弁護士等（センターとの間で、総合法律支援法（平成16年法律第74号。以下「法」という。）第30条及び東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律（平成24年法律第6号。以下「震災特例法」という。）第3条第1項に規定するセンターの業務に関し、主として他人の法律事務を取り扱うことについて契約をしている弁護士及び隣接法律専門職者のうち、センターに常時勤務する契約（以下「勤務契約」という。）をしている弁護士及び隣接法律専門職者をいう。以下同じ。）の採用及び職務等に関する事項を定めることを目的とする。

第2章 服務

（職務及び地位）

第4条 常勤弁護士等は、法第30条第1項第2号ロ、ニ及びホ、同項第3号ニ、同項第4号並びに同条第2項並びに震災特例法第3条第1項第1号ロ、ニ及びホの法律事務を取り扱うものとする。

2～4 （略）

5 常勤弁護士等は、第1項に定めるもののほか、法第30条及び震災特例法第3条第1項に規定するセンターの業務に従事する。

6 （略）

（職務の遂行）

第5条 常勤弁護士等は、その職務を遂行するにあたって、法令、業務方法書及びセンターの諸規程に従うとともに職務上の命令（法律事務の取扱いに関するものを除く。以下同じ。）に忠実に従わなければならない。

2 常勤弁護士等は、法律事務の取扱いについては、独立してその職務を行う。

### 第3章 給与

(俸給表)

第8条 常勤弁護士等の俸給は、別表第1のとおりとする。

別表第1

号	俸給月額
1号	237,700円
2号	265,700円
3号	285,600円
4号	306,400円
5号	322,200円
6号	345,100円
7号	368,900円
8号	392,500円
9号	426,900円
10号	526,000円
11号	585,000円
12号	646,000円
13号	720,000円
14号	834,000円

### 第4章 採用・異動

(採用)

第23条 常勤弁護士等の採用は、選考により行う。

2 理事長は、常勤弁護士等に任命する旨の辞令を交付して常勤弁護士等を採用するものとし、同辞令の交付により、センターと常勤弁護士等との間で勤務契約が成立する。

(任期)

第25条 常勤弁護士等の任期は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 司法修習修了直後の者その他の弁護士実務経験等から理事長が特に研修が必要であると認めたる者 1年以内で理事長が個別に定める期間
- (2) 別表第1の1号から9号までの俸給を受ける者（前号及び次号イに掲げる者を除く。）  
3年
- (3) 次のア又はイのいずれかに該当する者（第1号に掲げる者を除く。） 2年  
ア 別表第1の10号から14号までの俸給を受ける者  
イ 採用時60歳以上の者

2～11 (略)

(人事異動)

第27条 理事長は、業務の都合により、常勤弁護士等に異動を命ずることができる。常勤弁護士等は正当な理由がない限りこれを拒むことはできない。

2 前項で定める異動とは、次のとおりとする。

- (1) 配置転換 同一事業場で担当業務等の異動
- (2) 転 勤 勤務地の変更を伴う所属事務所の異動
- (3) 応 援 所属事務所に在籍のまま、通常勤務する以外の事務所の業務を応援するために勤務すること
- (4) 在籍出向 センターの職員の身分を保有したまま、国の機関その他の機関又は団体等で稼動すること。

3 (略)